

15. 相続税申告書の添付書類の見直し

1. 改正のポイント

- (1)趣旨・背景
納税者等の負担を軽減するため、相続税申告書の添付書類を見直すこととする。
- (2)内容
相続税申告書に添付する書類のうち、戸籍謄本については「複写したもの等」の提出が認められる。
- (3)適用時期
平成30年4月1日以後に提出する申告書について適用する。

2. 改正の内容

- ・ 相続税申告書に添付する書類のうち、戸籍謄本については「複写したもの等」の提出が認められる。

改正前	改正後
被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍謄本(注1)	次に掲げるいずれかの書類(複写したものを含む) <ul style="list-style-type: none"> ・被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍謄本(注1) ・「法定相続情報一覧図の写し」(注2)

(注1)相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの。

(注2)相続税申告の添付書類として認められるものは、「法定相続情報一覧図の写し」のうち、当該被相続人の子が実子又は養子のいずれかであるかが記載されたものに限る。なお、被相続人に養子がある場合には、法定相続情報一覧図の写しに加えて当該養子の戸籍の謄本又は抄本(複写したものを含む)の添付が必要。

3. 改正の影響

- ・ 相続税申告のほか、各種相続手続(法務局での不動産の名義変更、金融機関での預金や株式の名義変更等)のために戸籍謄本の原本を複数取得していた場合には、取得する戸籍謄本の数を削減することができる。
- ・ 戸籍謄本の代わりに「法定相続情報一覧図の写し」を添付して相続税申告書を提出することができる。

4. 「法定相続情報一覧図の写し」の取扱い

法定相続情報一覧図とは、相続登記を促進するために、平成29年5月29日から法務省で運用が開始されている法定相続情報証明制度において交付される証明書である。法定相続情報一覧図には、相続人に関する情報として被相続人との続柄を記載する必要があるが、平成30年4月1日から、この続柄については、原則として戸籍に記載される続柄(例えば、子であれば、「長男」、「長女」、「養子」など)を記載するよう取扱いが変更されたため、相続税の申告書の添付書類として法定相続情報一覧図の写しを利用することができるようになった。

但し、法定相続情報一覧図の続柄については、申出人の選択により、子であれば「子」と記載することとしても差し支えないこととなっており、この場合には、相続税の申告書の添付書類として法定相続情報一覧図の写しを利用することができないので注意が必要である。

4. 参考① 法定相続情報一覧図について

- ・法定相続情報一覧図とは、相続登記を促進するために、平成29年5月29日から法務省で運用が開始されている法定相続情報証明制度において交付される証明書である。
- ・法務局に、法定相続人に関する情報を一覧図にした「法定相続情報一覧図」の保管を申し出ることにより、5年間無料で法務局が証明した「法定相続情報一覧図の写し」の交付を受けることができる。
- ・この制度を利用することで、戸籍謄本の束の代わりとして各種相続手続（法務局での不動産の名義変更、金融機関での預金や株式の名義変更等）を行うことができる。

